

開発行為中間検査チェックリスト

※チェックリストの提出が無い場合は検査できません。

【共通】

開発行為地に接する道路について（該当しないものは横線を引いてください）

- 開発行為地の境界標を確認した。
- 開発行為地の一時撤去した境界標を復元した。
（基本的にはコンクリート杭で復元）
- 開発行為地の一点先及び対向の境界を確認し、亡失点や移動点はペイントした。

【帰属箇所】（無い場合は不要）

- 帰属箇所の境界点に境界標を設置した。
※基本的に市コンクリート杭。舗装上は市鋸。ブロック塀設置時は、下にコンクリート杭を設置。
- 帰属箇所の分筆が完了した。
- 帰属箇所の分筆後の公図の写しを提出した。
- 帰属箇所に所有権以外の権利はない。
- 帰属箇所を含めた境界確認図を作成し、提出した。

【境界確認図】 ※帰属するものがある場合 ※最低基準を満たしているかどうかチェック

- 既存図面を確認し、指定された範囲が図面にもれなく表示されている
- 境界点間を結び、距離をすべて記載している
- 境界杭をすべて凡例どおりに記載している
- 境界確認図の道路境界線に接しているすべての地番、筆界線を記載している
- トラバーが2点以上記載されている

【基準点】（無い場合は不要）

- 基準点の保護をした。
- 撤去するため、基準点一時撤去・移転許可申請書を提出した。
- 基準点の事前事後の測量成果を提出した。